

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年11月22日 12時30分ごろ
発生場所	沖縄県うるま市浮原島南方沖 金武中城港浜比嘉口灯標から真方位177° 2.4海里付近 (概位 北緯26° 17.6′ 東経127° 59.9′)
事故の概要	押船第二十三浪速丸は、クレーン台船第230浪速丸と押船列を構成して航行中、押船列が干出浜（さんご礁）に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年11月25日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第二十三浪速丸、19トン 282-13716 沖縄、有限会社浪速丸海事（A社） B クレーン台船 第230浪速丸、総トン数不詳（全長50.00m） なし、A社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員、一級小型
負傷者	なし
損傷	A プロペラガードに曲損 B 船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約7.1m/s、視界 良好 海象：うねり 波向南東、波高約2m
事故の経過	A船は、船長及び甲板員ほか2人が乗り組み、船首部をB船の船尾凹部に嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、風波の影響により左舷方に圧流されながら北東進していた。 A船押船列は、単独で操船に当たっていた甲板員が、船体の動揺により船酔い状態で操船を続けており、GPSプロッターに登録された予定針路線を外れたまま航行し、さんご礁に乗り揚げた。 A船押船列の喫水は、船首約1.4m、船尾約2.6mであった。
分析	A船押船列は、北東進中、南東方からの風波の影響を受けて左舷方に圧流される状況下、単独で船橋当直に就いていた甲板員が、体調不良の状態で操船を続け、GPSプロッターに登録された予定針路線を外れたまま航行したことから、さんご礁に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、A船押船列が、北東進中、南東方からの風波の影響を受けて左舷方に圧流される状況下、単独で船橋当直に就いていた甲板員が、体調不良の状態で操船を続け、GPSプロッターに登録された予

	定針路線を外れたまま航行したため、さんご礁に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、体調が悪くなった場合、他の乗組員に早目に知らせて交替してもらうこと。・ GPSプロッターは、予定針路を外れた場合に警報音が鳴る設定にしておくことが望ましい。